

クレア海外事務所の所在都市における外出制限等の状況（2月14日時点）

	ニューヨーク	ロンドン	パリ	シンガポール	ソウル	シドニー	北京
外出制限、行動規制等の状況	オフィスワークは可能（出勤率50%まで）、一部州間の移動制限あり	在宅勤務ができない仕事、生活必需品の購入、医療機関の受診、運動などの限られた理由がある場合を除きステイホーム（1/4～）	夜間（18時～翌6時）外出禁止。夜間外出は職場からの帰宅等限定で証明書携行必須（1/16～）。最大限在宅勤務（週1日出勤可）店内飲食営業禁止 公共施設等閉鎖	オフィスワーカーは出勤率50%以下、人の集まり8人以下、飲食店営業には収容人数や酒類提供時間等の制限あり	社会的距離置きレベルを感染の状況等に応じ5段階に区分。2/15より3番目に高い2.0段階に緩和（飲食店時短営業、5人以上の私的集合禁止、在宅勤務推奨など）	飲食店や小売店舗等に係る規制を2/12より緩和（入店者1人あたり4㎡確保規制を2㎡に緩和）	北京市に来る（戻る）際のPCR検査及び14日間の健康観察の義務化（1/28～3/15）。入店・入館時の健康コード提示や体温測定等の防疫措置を講じながら各種施設は通常営業
日本からの短期出張者の入国に関する制限、入国後の行動制限等	入国後10日隔離（入国前3日以内に陰性証明を取得し、入国後4日目の検査で陰性となれば隔離期間が4日に短縮可）	・入国前3日以内に検査で陰性を確認 ・入国後10日自己隔離 ・旅行検査パッケージ（210ポンド）を予約し、入国2日目と8日目に検査（2/15～）	1/31以降、EU圏外からの入国は、医療活動への従事など特定の例外的理由を除き原則禁止	日本の緊急事態宣言が解除されるまで、日本とのビジネス往来を停止	入国後14日隔離（出発前72時間以内に発給されたPCR陰性確認書が必要）	原則入国不可（例外的に入国を認められた場合、入国後14日間、州政府指定の宿泊施設で隔離。また、出発前72時間以内のPCR検査での陰性証明とマスク着用が必要）	商用目的の短期滞在に限り、専用ビザを取得後入国可（実例なし）。入国前にはPCR検査等が必要 ※日本ー北京の直行便は再開されていない
	米国	英国	フランス	シンガポール	韓国	オーストラリア	中国
感染者数	656,430人 (198.1人)	92,399人 (138.33人)	127,661人 (190.36人)	101人 (1.77人)	2,631人 (5.08人)	48人 (0.19人)	153人 (0.01人)
死者数	21,955人 (6.3人)	4,701人 (7.04人)	2,504人 (3.73人)	0人 (0人)	51人 (0.10人)	0人 (0人)	0人 (0人)

(※) 「感染者数」、「死者数」は2/8-14における新型コロナウイルス感染症の感染者数、死者数。()内は人口10万人当たりの数

(※) 現地発表などを基にクレアまとめ

(※) 日本における同期間の感染者数は10,375人(8.26人)、死者数は557人(0.44人)。感染者数、死者数は厚生労働省HP、人口は総務省人口推計より